

争議發生以來工場主市川初次ハ従業員代表ト、會見ヲ拒否  
 シ本タルカ既報ノ如ク従業員側ニアリテハ激文ヲ撒布婦ガ  
 ラセ戦術ニ出デタル為工場主市川初次ハ本件ノ折衝方ヲ本  
 所ニ向島須崎町ニシテ土木請負業藤田組志村格次及高橋組  
 伊藤嘉右衛門ニ依頼セルカ之ヲ聞知セル向島正吾婦町東一  
 ノニ土木請負業山崎辰秋ハ自己ノ縄張ルニ於ケル紛議ニ  
 前記志村伊藤等ノ仲裁ハ不都合ナリトシ八月二十一日志村  
 及伊藤ヲ訪レ本件ニ就テハ手ヲ引カレタシト交渉スル等事  
 諷悪化ノ微アリタル依リ所轄吾婦署ニ於テ工場主市川初次  
 並ニ従業員代表者南喜一ヲ出頭セシメ本件ニ関シテハ籠造  
 屋澤等争ノ範圍ヲ出デザル様警告ヲ為スト共ニ本件解決ニ  
 関シ斡旋スル所アリ

二 解決状況

所轄吾婦署ノ斡旋ニヨリ八月二十三日午前九時ヨリ合署ニ

於テ工場側工場主市川初次外二名 従業員側職工宮地満寿  
 治外十二名、組合側江東地方工場従業員解絡専負倉南喜  
 一會見種々交渉ノ結果午後一時光記寛書ノ通り円満解決セ

光記

寛書

- 一、就業期日 九月一日ヨリ始業スルコト
- 二、休業手当 九月一日ヨリ始業シ得ガレ場合ハ休業手当  
トシテ日給ノ四割ヲ支給スルコト
- 三、八月分休業手当支給減レノ十一名ハ調査ノ上即時支給ス  
ルコト
- 四、光記三名ノ解雇手当ハ日給ノ二十五日分ヲ支給スルコト  
大山重信、大高正司、関根清、以上

昭和九年八月二十三日